水銀含有ばいじん等の処理について

1 水銀含有ばいじん等の対象

<u>特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物</u>で、次の条件に該当するものが水銀含有ばい じん等に指定されました。

また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等については、その処分・再生時に環境 大臣が定める方法により水銀を回収することが義務づけられました。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、	水銀 ^注 を 15mg/kg を超えて含有する	水銀 ^注 を 1,000mg/kg 以上含
ばいじん、汚泥	もの	有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀 ^注 を15mg/Lを超えて含有するも	水銀 ^注 を 1,000mg/L 以上含
	の	有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む

2 水銀含有ばいじん等に関する新たな措置

水銀含有ばいじん等について、通常の産業廃棄物に係る措置に加え、以下の新たな措置が必要です。

項目	必要な措置	
事業場内での保管	□保管場所の掲示板の産業廃棄物の種類欄に水銀含有ばいじん等が	
	含まれていることを明記すること。	
処理(収集運搬又は	□水銀含有ばいじん等の収集運搬又は処分の許可を受けた産業廃棄	
処分) の委託	物処理業者に委託すること。	
	□水銀回収が義務付けられているものの処理を委託する場合は、水	
	銀回収が可能な産業廃棄物処分業者に委託すること。	
	□委託契約書を締結するときは、委託する廃棄物の種類に水銀含有	
	ばいじん等が含まれることを明記すること。	
	□マニフェストを交付するときは、産業廃棄物の種類欄に水銀含有	
	ばいじん等が含まれること、また、その数量を明記すること。	
処分・再生	□水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置をと	
	ること。	
	□水銀回収の対象となる水銀含有ばいじん等については、ばい焼	
	設備によるばい焼、又は水銀の大気汚染防止措置をとった上で、	
	水銀を分離する方法により、水銀を回収すること。	